

所得税と社会保険の扶養

Q 私の妻(※)は、昨年は「配偶者控除」の優遇を最大限受けられるように年収103万円以下に調整してパートで働いておりました。平成30年1月より税制改正で150万円まで働いても控除を受けられるようになったと聞きました。注意する点はありますか。

A 税制改正によって「配偶者特別控除」の適用が拡大し、年収が150万円までであれば、これまでの「配偶者控除」と同額の所得控除を受けられるようになりました。適用が拡大したからと言ってただ単純に150万円まで働いていいというわけではありません。

夫が厚生年金・健康保険に加入している場合、妻は国民年金の第3号被保険者と健康保険の被扶養者となっています。

社会保険では、年収が将来に向かって130万円を超えることになると、社会保険の扶養から外れてしまいます。その場合、被保険者として国民年金保険料や国民健康保険料（夫が東食国保加入の場合は除く）の負担が新たに増えてしまいます。

また、年収が130万円未満でも、妻の勤め先が従業員501人以上の企業で週20時間以上働き、月額8万8千円（年収では約106万円）以上になると、妻自身で厚生年金・健康保険に加入することとなり、新たな保険料負担が発生します。場合によっては手取り収入が少なくなることがあります。

そのほかにも家族手当が支給されている場合、「配偶者控除」（年収103万円以下）の範囲内であることが条件になっている場合がありますので、勤務先にご確認ください。

※夫と妻が逆の場合でも同じです。

※夫（妻）の年収によって配偶者控除を受けられる条件が変わります。